

図書館・学校図書館の運営の充実に係る有識者会議 運営規則

令和6年11月28日
総合教育政策局長決定

1. 議事の公開

図書館・学校図書館の運営の充実に係る有識者会議（以下「本有識者会議」という。）の議事については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、本有識者会議において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

2. 議事録の公開

- (1) 本有識者会議の議事録を作成し、これを公開するものとする。
ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれその他正当な理由があると座長が認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) 前項の規定により、議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

3. 会議資料の公開

会議資料については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、本有識者会議において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、公開するものとする。

4. 会議の傍聴

- (1) 本有識者会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、地域学習推進課図書館・学校図書館振興室の登録を受けなければならない。
- (2) 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、本有識者会議の座長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- (3) 登録傍聴人は、本有識者会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。